別表三一平二十七・八・十以後終了事業年度分

## 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に 関する明細書

事業 法人名

) (三)	る明細書	.1		度		N/LLa	der		T
	留 保 所 得 金 額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の当期 支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1	円気	Ĕ	額 基 2,000万円×	推 12	額	16	
•	前 期 末 配 当 等 の 額 (前期の(3))	i 2			所 得 (別表四「47	金 の①」)	額	17	
当	当 期 末 配 当 等 の 額	i 3			非適格合併による 譲渡利益額又は (別表四「	は 譲 渡	資産等の 損失額	18	
	法 人 税 額 、 地 方 法 人 税 額 及 び 復 興 特 別 法 人 税 額	į			受 取 配 当 等 の 益 ((別表八(一)「16」又は「 配当等の額に係る金	を全不 B3」)からj	車結法人間	19	
791	(((別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」ー「11」-「43」)又は(別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)	4		所	外国子会社等から 配 当 等 の 益 会 (別表八二)「13」+別表十	受ける第	剰余金の 算 入 額	20	
留	+復興特別法人税申告書別表―「4」) 中小企業者以外の法人 (((別表―(一)[2]+「5]+「7]+「10の			45	受贈益の益分 (別表四「		算 入 額	21	
保	住   休書」 -   11」 -   42」)又は(別表 - (一) 住   「2」 + 「5」 + 「7」 + 「10の外書」 - 「11」 - 部 「17」)) - 別表六(十一)「23」 - 別表六	5		得	法人税額の還付金中間納付額に係るi (別表四「19」及び益金不 を除く。)の受取額)	景付金	を除く。)	22	
金	展 額 表六(十四) 「22」 一別表六(二十) 「22」 の 表六(十四) 「22」 一別表六(二十) 「22」 一別表六(二十三) 「24」 一別表六(二十三) 「24」 一別表六(二十二十四) 「12」)			基	欠損金又は災害損失る (別表七(一)「4の計」+( くは「21」又は別表七(三)	別表七(二	i 期控除額 ニ)「9」若し	23	
額	税 第 大法人による完全支配関係がある中小企業者	î			新 鉱 床 探 第 海外新鉱床探鉱費	鉱 費 の特別	又 は別控除額	24	
の	額			準	対外船舶運航事業者の 収入金額に係る所得の (別表十(四	の日本船 金額の排	船による 員金算入額	25	
計	の 法 (十一)「23」 – 別表六(十二)「30」 – 別 表六(十三)「24」 – 別表六(十四)「22」	6			対外船舶運航事業者の収入金額に係る所得の (別表十(四)「21	の日本船 金額の益	金算入額	26	
算	新			額	沖縄の認定法人の所(別表十(一)「9」	得の特	別控除額	27	
	算 住民税 ((5)又は(6))×(20.7%又は16.3%)	i 7			国際戦略総合特別区 特定事業法人の所得の (別表十(二)	金額の損	ける指定 員金算入額	28	
	当 期 留 保 金 額	i 8		の	国際戦略総合特別区 特定事業法人の所得の (別表十(二)	域にお 金額の益	ける指定 益金算入額	29	
積	期末資本金の額又は出資金の額	i 9		計	収用等の場合等の所 (別表十(五)「18」+「33」	得の特		30	
立		i 10		рΙ	肉用牛の売却に係る所 (別表十(六		別控除額	31	
金	期首利益積立金額	i		算	超 過 利 子 額 の (別表十七(二の			32	
基	(別表五(一)「31の①」) - (2) 期 適 格 合 併 等 に よ り	11			課税対象金額等(別表十七(三)「35」+別表			33	
準	中増加した利益積立金額適格分割型分割等により	111)			所 (17) - (18) + (19) + (20) + (24) + (25) - (26) + (27) + (31) + (32) - (33)	(21) + (21) - (28) - (29)	金額 2) + (23) + 9) + (30) +	34	
額の	減減少した利益積立金額				所 得 基 (34)×4	· 準 0%	額	35	
計	期 末 利 益 積 立 金 額 (11)+(12)-(13)	14	Ę	留	保 控 ((15)、(16)又は(35)のいす	除 *れか多い	額	36	
算	積 立 金 基 準 額 (10)-(14)	15	電政	課	税 留 伢(8)-(36)		金 額	37	C
	留保金	額	に対す	る		- 算		det.	
	課税留保金	額 38	円 000	(38)	税 の 10 %	相	当額	額 42	
年3,0	)又は(3,000万円× <sub>12</sub> )のいずれか少ない金額) 00万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額			(39)			当額		
	-(38))又は(1億円× <sub>12</sub> -(38))のいずれか少ない金額 億円相当額を超える金額			(40)			当額		
	(37) — (38) — (39) 計 (37)			(40)	)	<b>7</b>	コ 領		
	(38) + (39) + (40)	41	0 0 0		(42) + (43) + (43)	44)		45	